

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子
平成26年11月

平成26年度 奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修 資料
(平成26年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の資料を一部改訂)

平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

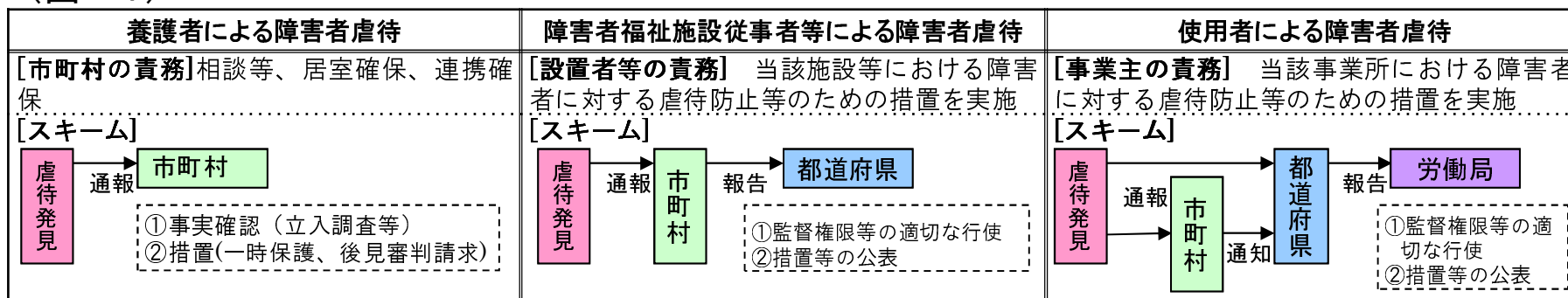
- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

虐待防止の対応

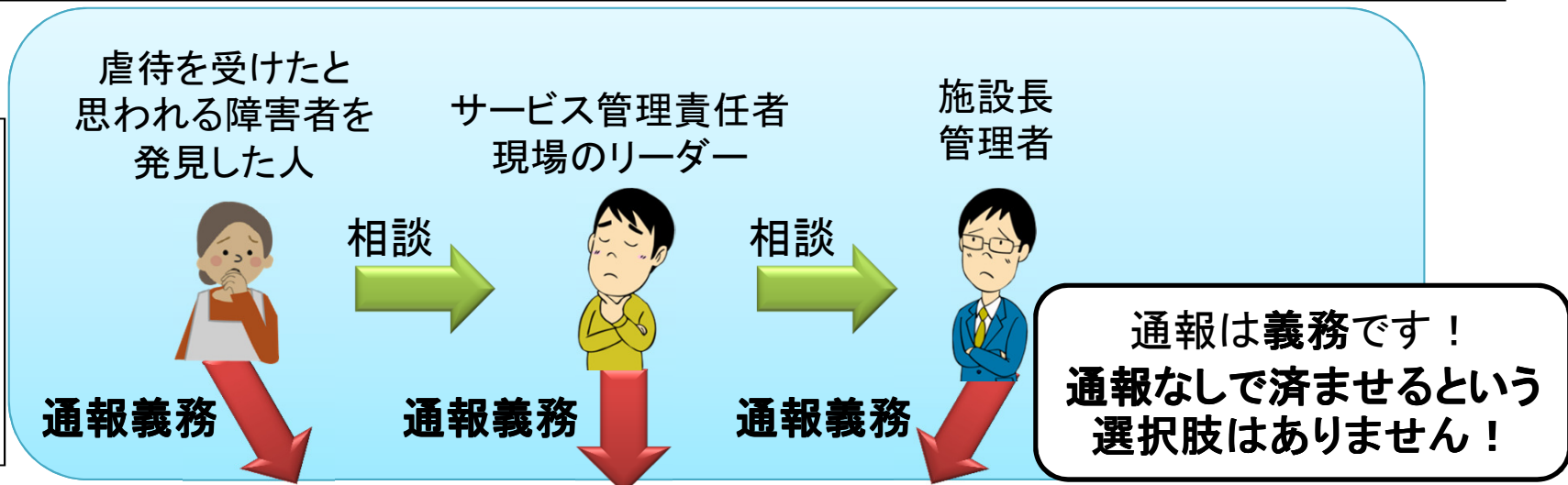
- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定(第3条)、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定(第4条・第5条)、障害者虐待の早期発見の努力義務規定(第6条)を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。
(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める。
(図-1)
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。
(例:虐待防止委員会・虐待防止マネージャー等)

(図-1)



施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。

施設・事業所



★ _____(市・町・村)障害者虐待防止センター

TEL:07 _____ - _____ - _____ / FAX:07 _____ - _____ - _____

★奈良県障害者権利擁護センター

TEL:0742-27-8516(専用・平日日中) / FAX:0742-22-1814

:0742-22-1001(夜間休日代表)

メール:syogai@office.pref.nara.lg.jp (県障害福祉課)

◆通報等による不利益取り扱いの禁止

虐待通報したことによって、職員等が刑法等の守秘義務規定違反に問われたり、解雇・降格・減給等の処分を受けることはありません。

※「虐待」と考えたことに一応の合理性があれば過失は問われません。

※通報を受けた市町村職員等にも通報・届け出をした者を特定されるものを漏らしてはいけない義務があります

法律が始まった後も、深刻な虐待事案が起きています

日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待事件が起きてしまうことが指摘されています。虐待の早期発見、早期対応が重要です。

事例1

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者(29)**を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」として処理**していた。

(※5人の職員が書類送検。7年間で300件以上の虐待があった疑い)

事例2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人を日常的に暴行していた**ことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑いも**浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁（警察が送検した事例も）
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！

虐待防止等のための措置の一例

※「虐待防止委員会」等を設置することが目的ではありません。虐待防止に機能する仕組み・組織作りが必要なのです。

虐待防止委員会

委員長: 管理者 []
委員: 虐待防止マネジャー (サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

[]
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署

事業所

虐待防止マネジャー

[]
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

[]
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

障害者虐待の判断に当たってのポイント

◎虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる
場合がある

エ 虐待の判断はチームで行う

●障害者福祉施設・事業所における虐待の例と対応方法

1) 相談支援専門員Aさんは、モニタリングで行った施設で、支援員が笑いながら嫌がる利用者を追いかけているのを見た・・・

2) 同僚支援員のBさんは、排せつ介助をしているとき、排せつを促す合図のためと言い、利用者の太ももをつねっていた・・・

3) 就労継続支援B型事業所職員のCさんは、施設内作業の納期管理を担当しています。きょうは納品日で、午後3時までに商品を納めなければなりません。利用者Dさんは体調がすぐれないのか、やる気がないのか、業務に集中しないばかりか、他利用者の作業の邪魔をしていました。思わずCさんは大声で「早くやりなさい！」と怒鳴ってしまいました・・・

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」
第48条(身体拘束等の禁止)〈緊急やむを得ない場合を除く〉

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条2

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※3要件に該当しても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に！

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。
第三者や専門家の意見も取り入れる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

障害者虐待防止の一番の道は、誠実な施設・事業所の運営と支援の質の向上です。

- ・職員への支援の質の向上(あきらめない)
- ・職員同士の連携と支え合い(風通しのよい)
- ・誠実な組織づくり(隠さない・嘘をつかない)

「おかしいな?」「変だなあ?」「これでいいのかなあ」という、職員一人ひとりの気づきが支援の向上と虐待防止、健全な組織運営につながります。

正解も間違いもありません。あなたの気づきを発信してください。

そして、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できる社会を作りましょう。

◎「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(施設・事業所従事者向けマニュアル)を必ず読みましょう。

※以下のURLからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html